

〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（令和6年度）

1. 施設の名称等

施設名称	長崎交通公園
所在地	長崎市油木町6-40

事業所管	県民生活環境部	交通・地域安全課
課（室）長名	大嶋 誠之	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	3-3	安全安心で快適な地域を創る
	施策	1	犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進
	事業群	②	交通安全対策の推進

2. 施設の概要

設置年月日	昭和 46 年 7 月 1 日		
設置法令等	長崎交通公園条例（昭和46年3月16日）		
設置目的	・ 幼児・児童等に対し、道路、交通信号機、道路標識等の模擬交通施設を利用した交通安全の実技指導や視聴覚機材を使った交通安全教育を行い、交通安全知識を普及し交通道德をかん養して交通事故の減少を図る。 ・ 県民に憩いの場を提供し、県民の福祉の増進に資する。		
利用対象者等	主に幼児・児童・生徒		
施設内容	面積 : 9,597.69㎡ 職員数 : 5人（副管理者兼指導員1, 技術指導員3, 書記1） 教育施設 : 道路、交通信号機、道路標識等の模擬交通施設、交通教室（管理棟2F）ほか。 遊具類 : ゴーカート等（電動、足踏み）43台、子供用自転車44台（内補助付21台、三人乗り自転車1台）ほか。		
施設の利用料金体系	幼児・児童等の生命・身体を守るための交通安全教育施設であることを考慮して、利用料金は設定していない。		
類似施設の設置状況	○佐世保市交通公園 ※令和元年12月28日閉園のため、現在は県内に類似施設なし ・ 所在 佐世保市祇園町221 ・ 面積 15,000㎡ ・ 設置者 佐世保市 ・ 管理 佐世保市交通安全協会連合会		

県	予	算	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			（単位：千円）	（実績）	（実績）	（実績）	（実績）	（計画）
	財	源	国 庫					
			その他（市負担金）	7,929	7,182	7,900	7,888	9,112
			一般財源	7,930	7,182	7,900	7,890	9,112
	内	訳	事業費＜A＞	15,859	14,364	15,800	15,778	18,224
			管理運営負担金	15,859	14,364	15,800	15,778	18,224
			その他（ ）					
			人件費＜B＞	2,738	2,727	2,679	2,681	2,724
			合計＜C＝A＋B＞	18,597	17,091	18,479	18,459	20,948
			単位あたりコスト	48	37	22	22	30

（説明）「利用者100人あたりに要する費用」＝C÷成果指標①利用者数×100＝18,459÷82,922×100

3. 指定管理者の概要

指定管理者 の名称等	《所在地》 長崎市城栄町41番75号			
	《名 称》 一般社団法人 長崎県安全運転管理協議会			
	《代表者氏名》 理事長 村瀬 公一郎			
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日			
業 務	①交通公園の利用許可に関すること。 ②施設（設備）の維持及び修繕等。 ③幼児・児童等に対する交通安全教育に関すること。			
利用料金制	導入済	■ 未導入	選定方法	■ 公募 非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① 利用者数（人）		（目標値の根拠） ①交通公園利用率（交通公園利用者数／県内子供人口）の前2年間の平均値に子供人口を乗じ2,000人を加算した数 ②交通安全教育指導率（交通安全教育指導児童数／県内子供人口）の前2年間の平均値に子供人口を乗じ1,000人を加算した数		＜令和6年度実施における変更点＞ 目標値については、①②ともに前5年間の利用者数実績の平均を基に算出していたが、令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休園が続いたことで利用者数が大幅に落ち込んだことから、コロナ禍後となる令和4年度及び5年度の実績平均により値を算出する。令和7年度以降は、5年間の平均が出せる時点までこれを1年づつ増やし続ける。			
	② 交通安全教育指導児童数（人）							
	実 績			令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（計画）
	単位							
	①	a 目標値	人	128,000	109,000	90,000	79,000	83,000
		b 実績値	人	38,501	45,590	81,757	82,922	
		c 達成率b/a	%	30	41	90	104	
	②	a 目標値	人	77,000	67,000	57,000	52,000	55,000
		b 実績値	人	32,042	36,834	55,809	55,364	
		c 達成率b/a	%	41	54	97	106	
指定管理者の収支状況		事業計画（R5）		令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（計画）
		（千円）	実績－計画					
	利用料金		0					
	県負担金	15,800	0	15,897	14,364	15,800	15,800	18,224
	その他	622	0	839	0	946	622	0
収入計a		16,422	0	16,736	14,364	16,746	16,422	18,224
支出b		16,422	▲ 22	16,698	13,418	16,124	16,400	18,224
	うち人件費	12,334	▲ 37	11,256	11,619	12,342	12,297	13,395
収支a-b		0	22	38	946	622	22	0
配置職員数（人）		常勤 5 非常勤 0	0 0	常勤 4 非常勤 1	常勤 4 非常勤 1	常勤 5 非常勤 0	常勤 5 非常勤 0	常勤 5 非常勤 0

※（注記事項があれば記載）

5. 令和5年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画		実 績	
	＜指定管理者実施分＞ ①交通公園の利用許可業務 ②施設（備品）の維持管理及び修繕業務		＜指定管理者実施分＞ ①施設の利用許可について適正に業務を実施した。 ・公園利用者で不許可事由に該当する行為は認められなかった。また、許可の取消又は利用の中止事案も認められなかった。 ②交通公園の施設・遊具等を適切に管理した。 ・施設等の安全点検（電気・消防施設等）は法令及び計画に基づいて実施した。 ・遊具については開・閉園時や日中に毎日点検を実施し、県には毎月点検報告を行った。 ・点検を行い故障があったものについては、指導員もしくは業者による修理を行い、効率的な活用を図った。 ・園内の樹木について、倒木や枝の落下等により利用者に被害が生じる恐れがあるものについて点検及び伐採に努めた。	

③交通安全教育業務

③来園者へ交通安全教育を実施した。

- ・来園した児童等に対し、新型コロナウイルス感染症の予防対策をとりながら、模擬コースでの横断訓練やDVD等の視聴覚機材を用いた交通ルールの指導を行った。
- ・交通安全運動期間中には園内において、のぼり旗の掲示や子ども・保護者への交通安全啓発を行った。
- ・平素から、開園中は園内放送で交通安全を呼びかけを行った。
- ・園内に視覚障がい者用の点字ブロックを設置し、交通安全講習の際に点字ブロックの目的や障がい者保護の重要性を教養した。
- ・模擬道路の横断歩道に県警が推進している「安全横断「手のひら運動」」用のストップマークを貼付し、交通安全講習の際に安全な横断方法について教養した。

④施設の利用促進

④施設の利用促進活動を実施した。

- ・利用者に対するアンケートを実施
- ・例年配布している公園案内リーフレットについて、広く利用促進を図るため、令和5年度においては初めて県北地域の幼稚園、保育園、小学校に配布した。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応については引き続き実施した。

<県実施分>

- ・県警からの依頼に基づき、休園日に法で義務付けられた運転免許証更新時の高齢者講習（認知機能検査）会場として活用。
- ・県実施の高齢者を対象とした参加体験型交通安全講習会の会場として活用。
- ・視覚障がい者が来園した場合にも交通ルールを学べるよう、指定管理者と協議の上、通路の一部に点字ブロックの設置し、交通安全講習の際にはその必要性を教示できるようにした。

検 証

①交通公園の利用許可業務

・令和5年度の施設利用（入園者総数（延べ））は、82,922人で前年度実績から1,165人の増となった。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛が無くなったことや、交通公園の案内リーフレットをこれまでとは地区を変えて配布したこと等が主な理由である。目標値である79,000人を3,922人上回りコロナ禍以前の水準にはまだ至っていないものの、緩やかに回復している状況。

②施設（備品）の維持管理及び修繕業務

・遊具の定期点検等を含む管理運営業務は事業計画に沿って適正に実施され、利用者の安全確保に努めた。管理瑕疵による事故発生等はなく、利用者の安全が維持された。また、令和5年度は園内の樹木の状態について重点的に確認を行った。

③交通安全教育業務

・新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら、幼児・児童の発達段階に応じたきめ細やかな交通安全教育が実施され、幼児・児童の交通事故防止につながった。

・平素より開園中は、園内放送により適宜交通安全を呼びかけている。

・毎年県で募集している交通安全図画の応募作品（優秀・入賞作品）を展示し、交通安全意識の高揚に寄与した。

④施設の利用促進

・公園案内リーフレットをこれまでは近隣地区及び県南地区の幼稚園、保育園、小学校に配布していたが、令和5年度は県北地区に初めて配布を行い、広く公園の活用を呼び掛けた。

収支計画・実績			
収 支 の 状 況	＜指定管理者実施分＞		(単位：千円)
	主な項目	計画	実績
	収入 a	16,422	16,422
	うち県負担金	15,800	15,800 (負担金のうち1/2を県が長崎市から収納している)
	うち繰越金	622	622
	支出 b	16,422	16,400
	うち人件費	12,334	12,297
	うち業務費	2,652	3,386
	その他	1,436	717
	収支a-b	0	22 返還
＜県実施分＞			
検 証			
・公園内の除草や低樹木の剪定、ゴーカート・自転車等遊具や施設の修繕について、可能な範囲で外注せずに公園職員自らが行うなどした結果、令和5年度については22千円の黒字決算となり、これについては令和3年度からの3年間の指定期間終了に伴う精算による返還金となった。			
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価			A
(説明)			
○成果指標の達成状況について、①利用者数は目標値79,000人に対し実績値82,922人。②交通安全教育指導児童数は目標値52,000人に対し55,364人と目標値を上回った。			
○管理運営にかかる収支状況は22千円の収支黒字を出している。			
○施設の維持管理状況は、遊具の定期点検等を含む管理運営業務は事業計画に沿って適正に実施され、利用者の安全確保に努めている。管理瑕疵による事故発生等は無く、利用者の安全が維持されている。			
○入園者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛が無くなったことや、交通公園の案内リーフレットをこれまでとは地区を変えて配布したこと等により、コロナ禍以前の水準にはまだ至っていないものの緩やかに回復している状況。			
○交通公園の案内リーフレットについては、これまでは近隣地区及び県南地区の幼稚園、保育園、小学校等に配布していたが、令和5年度は初めて県北地区に配布を行い、広く公園の活用を呼び掛けた。			
○来園した幼児・児童に対して、新型コロナウイルス感染症の予防対策をとりながら、模擬コースでの横断訓練、自転車等を利用して信号の見方、教室でのDVD等視聴覚機材を利用した指導等、交通安全知識の普及及び交通道德のかん養を実施し、交通事故減少のための事業を実施した。			

6. 令和6年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
○事業実施の内容についての大きな見直しは無いが、引き続き施設の安全な利用のため十分な維持管理を実施するとともに、利用者数がコロナ禍前の水準に回復するように周知広報を図ることとし、利用者の利便向上のため、新たに独立した交通公園ホームページの開設を目指す。

7. 令和6年度事業の評価

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

視点	評価	判定理由
指定管理者の行う管理運営等に関する評価		
・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a	交通事故を減少させるため、幼児・児童に対するきめ細やかな交通安全教育指導を行っており、適正に管理がなされている。
・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	幼稚園・保育所・小学校の団体利用のみならず地域住民へも広く開放されており、公平かつ平等な利用を確保している。
・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a	幼児・児童の発達段階に応じたきめ細やかな教育指導がなされている。
・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	施設・設備・遊具等の日常点検・定期点検の実施など協定書に従った適切な管理が行われている。
・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—	幼児・児童等の生命・身体を交通事故から守るための交通安全教育を行う施設であることを考慮し、料金設定はなされていない。
・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	草刈、樹木剪定、遊具修理等を職員自ら実施する等、経費節減の取り組みが実施されている。
(その他の観点)		

視点		評価	理由
必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	子供の交通事故は概ね毎年減少しているが、交通安全教育の重要性は後退していない。人命尊重の理念のもと県は常に子供の死者ゼロを目指す必要がある。負傷者も重い障害が残る例を考えると、さらに大幅減少を目指している。また子供たちの「飛び出し」による交通事故や、通学途中での交通事故への防止を考えると、幼児・児童の生命と身体を守るためには交通安全教育の継続は極めて重要である。幼稚園児、保育園児に机上のみで交通ルールを習得させるよりも、模擬の車道・横断歩道・信号機等を利用して遊びながら交通ルールを学ばせることは効果的である。
	・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	a. 適応している ■ b. 一部適応していない c. 適応していない	子供たちの生命・身体の尊さ、これに伴う交通安全教育の重要性に変わりはないが、少子化、交通環境の変化、社会的ニーズの変化などに現状の施設のあり方が必ずしも一致しているとは言えない。
	・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	a. 適当（可能）でない ■ b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である	長崎市への移管協議は合意に至っておらず、現在のところ指定管理者制度以外の手法に代えられる見込みがない。
効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	指定管理者を公募としたため経費削減や効率化が進んだものとする。 子供の交通事故死者数については、令和元年から令和5年の5年間の年間平均が0.6人であり、前回の平成30年から令和4年までの5年間の年間平均0.6人と同率となったが、年間平均1人以上とはなっておらず、活動結果は得られているものとする。人命尊重の理念のもと、常に子供の死者数0を目指すことが重要である。
	・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	長崎市への移管協議は合意に至っておらず、現在のところ指定管理者制度以外の手法に代えられる見込みがない。
有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない	指定管理者である（一社）長崎県安全運転管理協議会は長年培ってきた交通安全教育手法を活用し、来園した幼児・児童等に対し、模擬コースにおいての横断訓練、自転車等遊具を利用して信号の見方、教場での映画等視聴覚機材を利用した指導等、交通知識の普及及び交通道德のかん養を実施し、交通事故減少のための事業を行っている。また、県民の憩いの場として、園内の環境整備に努めている。
	・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある	指定管理者は様々な手法で施設の利用促進を図り、維持管理や修繕についても可能な限り自分達で行うことで経費の削減に努めている。また、幼児・児童の生命を守るための交通安全教育の充実などに努めている。
(その他の観点)			

8. 令和7年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明：令和7年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容) ○県内唯一の交通公園施設として交通安全教育を実施し、交通安全知識を普及して、交通事故のより一層の減少を図る。 ○交通公園のより一層の広報に努め、広く県下に周知を行うとともに、子供運転免許証等の子供に魅力のある施策を推進し、入園者数の増加を図る。 ○来園者へのアンケート調査は、令和6年度以降も引き続き実施し、改善可能なものについては反映する。 ○交通公園において、高齢運転者の交通事故抑止に資する参加体験型の講習会の開催など、高齢運転者の事故防止対策に活用する。 ○引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策を取りながら、入園者数をコロナ禍以前の水準へ回復させること、及び実施可能な交通安全教育の実施に努める。				